



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

- P.2
内閣府と地方所管法人等との対話
(九州ブロック)
- P.4
内閣府と地方所管法人等との対話
(北海道東北ブロック)
- P.6
新しい公益法人制度対話フォーラム
- P.6
新しい公益法人制度に関する出前講座
- P.7
『公益認定等ガイドライン』
〔令和6年12月内閣府公益認定等委員会
／大臣官房公益法人行政担当室決定〕
- P.7
『公益法人会計基準』及び
『公益法人会計基準の運用指針』
(令和6年12月内閣府公益認定等委員会)
- P.8
公益認定申請・法人運営相談等について



公益認定等委員会だより

内閣府と地方所管法人等との対話 (九州ブロック)

内閣府公益認定等委員会では、令和6年10月8日に、宮崎市を訪れ、佐久間委員長及び生野委員の出席の下、「地方所管法人等との対話」（公益法人制度改革説明会及び宮崎県所管3法人との対話）などを行いましたので、その様子を紹介します。

1 内閣府と地方所管法人等との対話

(1) 公益法人制度改革説明会

内閣府公益認定等委員会の大野事務局次長が、宮崎県の公益法人52法人（85名）に公益法人等制度改革説明会を開催しました。来年4月からの公益法人制度に係るポイントを分かりやすく説明し、説明会後も、外部理事に関する質問等がありました。

内閣府としても、今後同様の説明会を各地で開催し、来年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



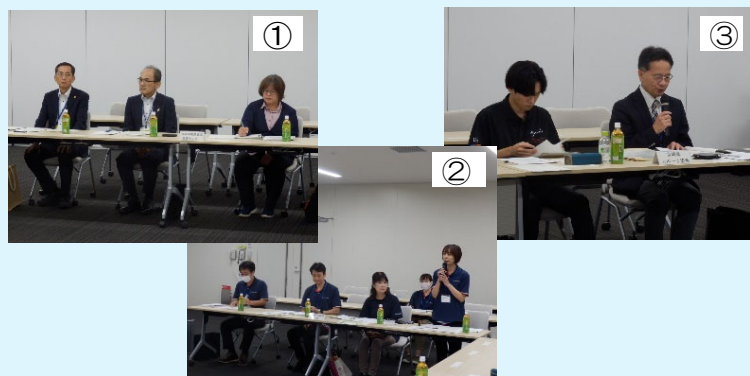
(2) 法人との対話

(1)の説明会の後、宮崎県内の3法人に別途お集まりいただき、それぞれの活動内容を伺うとともに、全体で意見交換を行いました。

意見交換においては、公益法人であるがために必要以上に利益を上げられないことから、来年4月の財務規律の柔軟化として、中期的収支相償をどのように活用するかなど、それぞれの法人にあった具体的なお話がありました。

※御参加いただいた3法人の概要等は次のページをご覧ください。

- ①公益社団法人 宮崎県物産貿易振興センター
- ②公益財団法人 宮崎文化振興協会
- ③公益財団法人 宮崎県スポーツ協会



2 九州ブロック会議

上記1の「内閣府と地方所管法人等との対話」の午後に、内閣府公益認定等委員会委員と、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、宮崎県の合議制機関委員との意見交換会を開催しました。

併せて、各道県の公益法人事務主管課長会議も開催し、法人の認定等を審議する委員に加え、普段法人と接している事務担当者も含めた意見交換を行い、新制度に関して、各道県の説明会の検討状況や問題意識などを共有しました。

幹事県として大変お世話になった宮崎県を始めとする各県の合議制機関委員及び事務担当者の皆様には、あらためて感謝申し上げます。



3 「法人との対話」に御参加いただいた公益法人の紹介

公益社団法人 宮崎県物産貿易振興センター

事業の概要

公1事業：宮崎県の県産品の国内外への宣伝及び紹介、販路拡大及び取引斡旋、商品の開発及び品質の向上、研修・相談、情報収集及び県内企業への提供に関する事業

(1) 取引促進支援事業

- ① アンテナショップ機能強化事業
- ② 物産展開催事業
- ③ 商談会開催事業
- ④ 広告宣伝事業
- ⑤ 海外市場開拓事業

(2) 研修・相談・セミナー開催事業

- ① 研修・相談事業
- ② 県産品振興指導事業

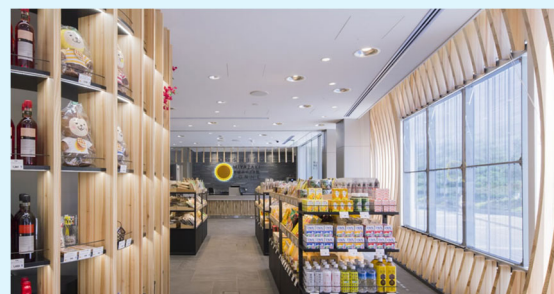
(3) 調査・情報収集提供事業

設立年月日：平成10年4月

移行年月日：平成25年4月

ホームページ： <https://www.m-tokusan.or.jp>

アンテナショップでの発信や物産展の展開など、国内外における宮崎県産品の販路開拓及び需要拡大に寄与しています。



公益財団法人 宮崎文化振興協会

事業の概要

公1事業：学術及び科学技術、文化及び芸術の振興事業
(科学と科学技術、考古・歴史・民俗、自然・動植物、文化芸術の拠点である「宮崎科学技術館」、「宮崎市歴史資料館(生目の杜遊古館・佐土原歴史資料館・天ヶ城歴史民俗資料館)」、「大淀川学習館」、「宮崎市民プラザ」の管理・運営)

収1事業

自動販売機等設置事業

収2事業

指定管理者の公益目的外貸与事業

設立年月日：昭和62年3月20日

移行年月日：平成24年4月1日

ホームページ： <https://miyabunkyo.miyabunkyo.com>

新型コロナウイルス感染症の影響もあった中、指定管理者として、様々新規施策を実施するなど、楽しく体験する機会と場を提供しています。



公益財団法人 宮崎県スポーツ協会

事業の概要

公1事業：スポーツ振興事業

- (1) 競技力向上事業
- (2) 国民スポーツ大会派遣及び関連事業
- (3) みやざき県民総合スポーツ祭事業
- (4) スポーツ指導者養成事業
- (5) 地域スポーツ振興事業
- (6) スポーツ医・科学事業
- (7) スポーツ顕彰事業
- (8) スポーツ少年団事業 等

収1事業

自主財源確保事業

設立年月日：昭和21年11月

移行年月日：平成24年4月

ホームページ： <https://www.miyazakiken-taikyo.jp>

加盟団体役員の高齢化等、人材確保や事業財源の課題を抱えながら、県内のスポーツ振興事業等をとおして、スポーツの力でみやざきを元気にしています。



内閣府と地方所管法人等との対話 (北海道東北ブロック)

内閣府公益認定等委員会では、令和6年10月24日から25日にかけて、福島県福島市を訪れ、湯浅委員長代理及び黒田委員の出席の下、「地方所管法人等との対話」（公益法人制度改革説明会及び福島県所管3法人との対話）などを行いましたので、その様子を紹介します。

1 内閣府と地方所管法人等との対話

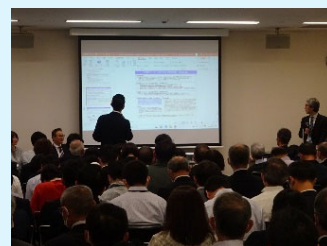
(1) 公益法人制度改革説明会

新しい公益法人制度について、福島県の公益法人を対象とした説明会を開催し、約70法人（約150名）参加の下、高角事務局長から説明するとともに、質疑応答を行いました。質疑応答では、特に外部理事や外部監事に関する質問が多く、多くの法人から出され、その他、公益充実資金などの新制度に向けた質問がありました。

内閣府としても、今後同様の説明会を各地で開催し、来年4月から始まる新制度の周知に努めてまいります。



制度改革の説明



質疑応答の様子

(2) 法人との対話

(1)の説明会の福島開催に合わせて県内の3法人に別途お集まりいただき、それぞれの活動内容を伺うとともに、全体で意見交換を行いました。

意見交換においては、公益法人であるがために必要以上に利益を上げられず、財政が逼迫しているなどの悩みがある一方、公益法人としての信頼性の下、同様の事業を行う営利企業より廉価な価格で提供しているなど、公益法人として事業を実施する意義や使命についても、それぞれから話がありました。

※御参加いただいた3法人の概要等は次のページをご覧ください。

- ①公益財団法人ふくしま海洋科学館（アクママリンふくしま）
- ②公益財団法人福島県観光物産交流協会
- ③公益財団法人諸橋近代美術館



意見交換の様子



出席者による集合写真

2 北海道東北ブロック会議

上記1の「内閣府と地方所管法人等との対話」の前日に、内閣府公益認定等委員会委員と、北海道及び東北6県（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）の合議制機関委員との意見交換会を開催しました。

併せて、各道県の公益法人事務主管課長会議も開催し、法人の認定等を審議する委員に加え、普段法人と接している事務担当者も含めた意見交換を行い、新制度に関して、各道県の説明会の検討状況や問題意識などを共有しました。

幹事県として大変お世話になった福島県を始めとする北海道及び東北6県の合議制機関委員及び事務担当者の皆様には、あらためて感謝申し上げます。



出席委員による集合写真

3 「法人との対話」に御参加いただいた公益法人の紹介

①公益財団法人ふくしま海洋科学館 (アクアマリンふくしま)

事業の概要

公1：海洋生物の収集、展示、海洋文化の調査研究、
スクール開催等を通して教育・文化の振興と生涯
学習社会の実現を図る事業

(調査収集事業、展示企画事業、研究開発事業、
国際連携交流事業、企画営業事業、入館者管理
事業、企画展開催事業、学習交流事業、施設
管理事業、カワセミ水族館事業、公益海洋文化
学習振興事業など)

収1：ミュージアムショップ及びレストランの運営、
イブニングイベントの開催事業

設立年月日：平成10年4月(財団法人として設立)

移行年月日：平成25年4月(公益財団法人に移行)

ホームページ：<https://www.aquamarine.or.jp/> アクアマリンふくしま全景→

活動説明では、展示事業だけでなく、学校教育と連携
して、各種の体験活動やイベントにも積極的に取り組ま
れている旨のお話をいただきました。



←館内学習

(基本理念「海を通して人
と地球の未来を考える」に
基づき、子どもたちが「自
然への扉」を開く体験学習
の場として、さまざまな学
習プログラムを提供。左は
海岸の生き物調査の様子)



②公益財団法人福島県観光物産交流協会

事業の概要

公1：福島県内観光及び県産品の振興事業
(国内誘客推進事業、海外誘客推進事業、
ホープツーリズム推進事業、教育旅行
推進事業、福島県観光物産館運営事業、
日本橋ふくしま館運営事業、物産展事
業、県産品流通促進事業、施設管理運
営事業など)

収1：天鏡閣軽食販売事業

設立年月日：昭和63年6月(財団法人として設立)

移行年月日：平成25年4月(公益財団法人に移行)

ホームページ：<https://www.tif.ne.jp/tif/>

活動説明では、福島県の観光・物産振興の中核的
機関として、福島県のイメージ・ブランド力向上に
取り組まれている旨のお話をいただきました。



←ホープツーリズム

(複合災害の教訓等から「持続可能
な社会・地域づくりを探究・創造す
る」福島オンラインの新しいスタ
ディアッププログラム)



日本橋ふくしま館
「MIDETTE (ミデッテ)」→

③公益財団法人諸橋近代美術館

事業の概要

公1：美術品の収集・保管・展示を
行う美術館運営及び創作体験・講演会等の教育普及活動
を通じて、広く一般の方に美術に親しむ機会を提供すること
により、文化の振興及び青少年の情操教育に寄与する事業
(美術工芸品及びその関係資料の収集、保管、展示並びに
研究・調査、展覧会の開催による美術の普及と啓蒙、
美術に関する講演会等の開催、美術館及び関連建物の
管理・運営)

収1：美術館に関わるグッズの販売及び飲料品等の販売

設立年月日：平成11年4月(財団法人として設立)

移行年月日：平成24年4月(公益財団法人に移行)

ホームページ：<https://dali.jp/>

※豪雪地帯のため冬期は休館となる。 諸橋近代美術館全景→

活動説明では、展覧会事業だけでなく、教育普及・生涯学習
事業やイベント、さらにはクラウドファンディングを活用した
作品修復にも取り組まれている旨のお話をいただきました。



Zoomを使った
オンライン鑑賞教室

←Zoomを使った
オンライン鑑賞教室
(学校団体を対象と
して同館の学芸員を
講師に無料で開催。
美術館の冬期休館中
でも開催している)



新しい公益法人制度対話フォーラム

【多くの参加者（226名）を得て開催】

令和6年12月19日（木）、東京都内（国立オリンピック記念青少年総合センター）において、三原じゅん子内閣府特命担当大臣の冒頭挨拶（ビデオメッセージ）に続いて、以下の登壇者によりフォーラムを開催しました。

- ・基調報告 高角 健志 内閣府大臣官房公益法人行政担当室 室長
- ・講演 千田 健一（公社）日本フェンシング協会 会長
- ・パネルディスカッション

【パネリスト】

- ①今井 悠介（公社）チャンス・フォー・チルドレン 代表理事
- ②篠塚 肇（公社）経済同友会 常務理事
- ③千田 健一（公社）日本フェンシング協会 会長
- ④中村 茂樹（公財）SOMP O環境財団 専務理事
- ⑤望月 正樹（公社）日本オーケストラ連盟 専務理事

【コーディネーター】

石津 寿恵 明治大学副学長



新しい公益法人制度に関する出前講座

新しい公益法人制度の施行（令和7年4月1日）を迎えるにあたり、より多くの公益法人に新しい制度を理解していただくため、公益法人等が主催する説明会・研修会に内閣府職員を派遣し、新しい公益法人制度の説明を行います。

- 1 実施期間 令和7年1月～3月
- 2 募集期間 令和6年12月20日～令和7年2月14日
- 3 応募要件

- ①主催が公益法人等であること
- ②10法人以上が参加する説明会・研修会であること
- ③参加者の募集、会場確保（費用負担を含む）は応募法人等が行うこと
- ④講師への謝金は不要ですが、旅費は応募法人等が実費負担すること
- ⑤業務の関係等で必ずしも講師を派遣できない場合があることにご了解いただけること

- 4 問い合わせ先 03-5403-9555（代表）

- 5 その他

- ①「新しい公益法人制度説明会（各ブロック別）」等も別途行っておりますので、是非、ご利用くださいー→
- ②来年度の出前講座については、現在、検討中です。



『公益認定等ガイドライン』

〔 令和 6 年 1 2 月内閣府公益認定等委員会
／大臣官房公益法人行政担当室決定 〕

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）が、令和 6 年12月20日に内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室で決定されました。

本ガイドラインは、公益法人認定法令の運用に当たり留意すべき事項（法令等の解釈・運用）及び審査・処分の基準・考え方を示すものです。

ガイドライン

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/guideline.html#section_guideline

『公益法人会計基準』

及び

『公益法人会計基準の運用指針』

（令和 6 年 1 2 月内閣府公益認定等委員会）

新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」が令和 6 年12月20日に内閣府公益認定等委員会で決定されました。

本会計基準等は、今般の公益法人制度改革を受けた必要な見直しを行うとともに「わかりやすい財務情報の開示」を実現するため制定されたものです。

会計基準等

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/shosaizyoho.html#section_shosai

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

（12時～13時は対応していません。）

■ 新しい公益法人制度説明会（各ブロック別）

新しい公益法人制度の周知・広報活動の一環として、全国6会場・ブロックにおいて、令和7年1月～3月に対面方式での説明会を実施します。

現在、参加者を募集しています。

詳細は以下をご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html#section_r6setsumeikai

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

内閣府公益法人X 内閣府公益法人YouTube 内閣府公益法人メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

☒、YouTube、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555